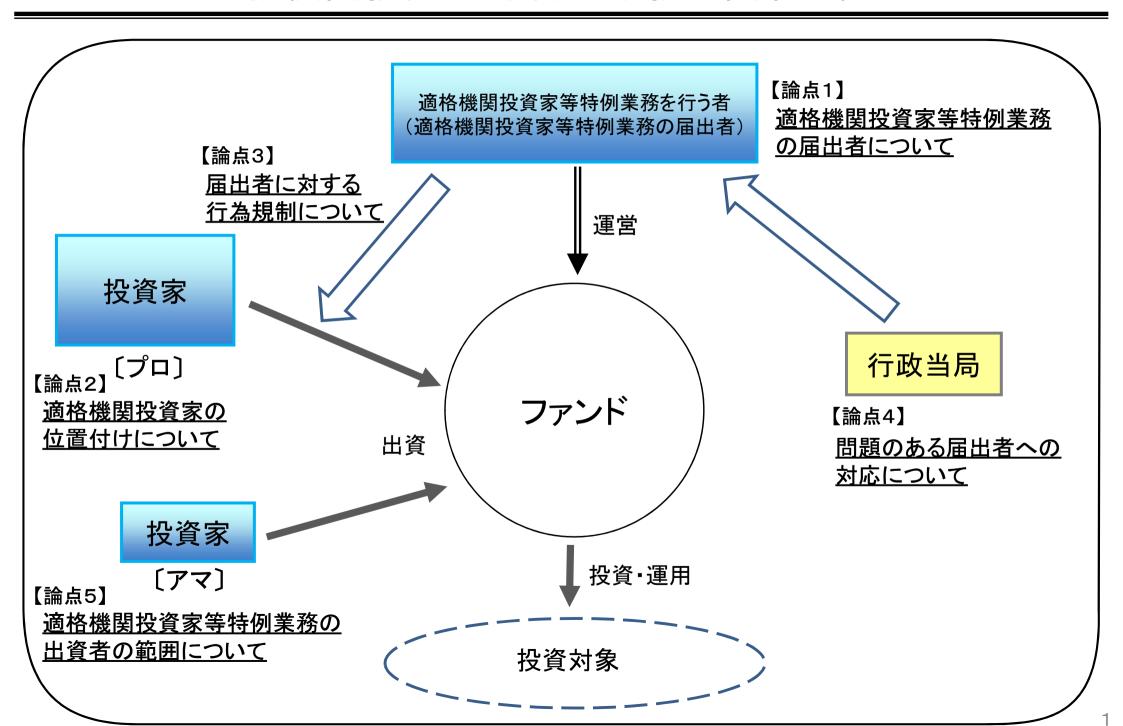
投資運用等WG

参考資料

適格機関投資家等特例業務に関わる論点



金融商品取引法上の業規制・行為規制

表1

運用関係の業規制・行為規制

	投資運用業 (投信会社等)	プロ向け投資運用業	適格機関投資家等特例業務 (プロ向けファンド運用)
出資者の範囲	制限なし	適格投資家	1名以上の適格機関投資家 49名以内の一般投資家
	登録制	登録制	届出制
業規制	拒否要件 (登録取消後5年間、刑事罰後5年間、人的構成の不備等)	拒否要件 (登録取消後5年間、刑事罰後5年間、人的構成の不備等)	_
	最低資本金5,000万円	最低資本金1,000万円(運用財産総額200億円以下)	_
	兼業規制	兼業規制	_
行為規制	忠実義務	忠実義務	_
	善管注意義務	善管注意義務	_
	分別管理義務	分別管理義務	_
	虚偽説明、損失補塡、利益相反行為等を禁止	虚偽説明、損失補塡、利益相反行為等を禁止	虚偽説明、損失補塡 <u>のみ</u> を禁止
	運用報告書の交付義務	運用報告書の交付義務	_
行政処分	業務改善命令、業務停止命令、登録取消	業務改善命令、業務停止命令、登録取消	_

表2

販売関係の業規制・行為規制

	第一種金融商品取引業 (証券会社)	第二種金融商品取引業 (ファンド販売業者)	適格機関投資家等特例業務 (プロ+49人へのファンド販売)
業規制	登録制	登録制	届出制
	拒否要件 (登録取消後5年間、刑事罰後5年間、人的構成の不備等)	拒否要件 (登録取消後5年間、刑事罰後5年間、人的構成の不備等)	_
	最低資本金5,000万円(業務内容が元引受業務以外の場合)	最低資本金1,000万円	_
	兼業規制	_	_
行為規制	広告規制	広告規制	_
	書面交付義務・説明義務	書面交付義務・説明義務	_
	虚偽説明・断定的判断の提供、利益相反行為等の禁止	虚偽説明・断定的判断の提供、利益相反行為等の禁止	虚偽説明 <u>のみ</u> を禁止
	損失補塡の禁止	損失補塡の禁止	損失補塡の禁止
	適合性の原則	適合性の原則	_
	不招請勧誘・再勧誘の禁止(店頭デリバティブのみ)	再勧誘の禁止(市場デリバティブのみ)	_
行政処分	業務改善命令、業務停止命令、登録取消	業務改善命令、業務停止命令、登録取消	_

金融商品取引法上のプロ概念

適格機関投資家 開示義務を免除(プロ私募) 金商法2条3項1号 定義府令10条

証券会社,投資運用業者

投資法人 外国投資法人

銀行その他預金等取扱機関(信組は【届出】)

保険会社•外国保険会社等

地域経済活性化支援機構

東日本大震災事業者再生支援機構

財政融資資金の管理・運用者

国際協力銀行等

日本政策投資銀行

短資業者

銀行法施行規則17条の3第2項12号に掲げる業務を目 的とする株式会社(資本金5億円以上)【届出】

投資事業有限責任組合

企業年金連合会

民間都市開発推進機構

信託会社,外国信託会社【届出】

法人【届出】(保有有価証券残高10億円以上)

一定の特定目的会社【届出】

個人【届出】(保有有価証券残高10億円以上)

組合、匿名組合又は有限責任事業組合の業務執 行組合員等(保有有価証券残高10億円以上)【届出】

外国金融機関等【届出】

外国政府等【届出】

年金基金·外国年金基金【届出】 (資産(流動負債等を除く)100億円以上)

【届出】は、金融庁に届出を行うことにより適格機関投資家と なることができる者

特定投資家

説明用書面の交付を免除

金商法2条31項、34条の3第1項、 34条の4第1項、 定義府令23条、業府令61条、62条

(適格機関投資家)

<u> </u>	
日銀	
投資者保護基金	_
特殊法人·独立行政法人等	般
預金保険機構·貯金保険機構	投
保険契約者保護機構	資
特定目的会社	家
上場会社	^
株式会社(資本金5億円以上)	の
外国法人	移
金融商品取引業者(法人のみ) (証券会社・投資運用業者以外)	行
適格機関投資家等特例業者(法人のみ)	可

特定投資家以外の法人	へ特
個人(投資性金融資産3億円以上、 証券口座開設後1年経過)	の 定 移投
組合、匿名組合又は有限責任事業組合の	行資
業務執行組合員等(出資合計額3億円以上)	可家

(注) 東証プロ向け市場の参加者になることが可能な者として、 「特定投資家等」(特定投資家又は非居住者)の分類がある。 (金商法2条3項2号ロ(2)、117条の2)

適格投資家

プロ向け投資運用業の対象

金商法29条の5第3項 施行令15条の10の5、業府令16条の3

(適格機関投資家)

特殊法人·独立行政法人等

預金保険機構, 貯金保険機構

特定日的会社

金融商品取引業者(法人のみ) (証券会社・投資運用業者以外)

適格機関投資家等特例業者(法人のみ)

年金基金(投資性金融資産100億円以上)

個人(投資性金融資産3億円以上、証券口座開設後1年経過

組合、匿名組合、有限責任事業組合又は外国の組合等 の業務執行組合員等(投資性金融資産3億円以上)

当該金商業者の役員, 重要な使用人

当該金商業者の親会社等

届出で業務可

金商法63条 施行令案17条の12、業府令案233条の2

プロ向けファンド業務の相手方

(適格機関投資家以外は49人以下に限定)

(適格機関投資家)

特殊法人,独立行政法人等

特定目的会社

→(資本金5千万円超

金融商品取引業者(法人のみ) (証券会社・投資運用業者以外)

適格機関投資家等特例業者

年金基金(投資性金融資産100億円以上)

→(投資性金融資産1億円以上、証券口座開設後1年経過

組合、匿名組合、有限責任事業組合又は外国の組合等 の業務執行組合員等(投資性金融資産3億円以上)

当該特例業者の役員、使用人

当該特例業者の親会社等

株式会社(資本金5千万円超)

金商業者、上場会社等の子会社等・関連会社等

個人(投資性金融資產1億円以上、証券口座開設1年経過

資産管理会計

外国の組合型ファンド等

(※)パブリックコメントに付した案

(×)

独立系ベンチャーキャピタリスト等有志(平成26年7月15日)の提言(抜粋)

- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産が五千万円以上であると見込まれる法人、組合等(民法上の組合、投資事業有限責任組合(LPS)、有限責任事業組合契約(LLP))及び信託(外国の同様の事業体を含む。保有する資産には、「投資性金融資産」だけでなく、現預金等、すべての資産を含みます。)
- 二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、以下のいずれかに該当すると見込まれる個人
 - イ 年収が一千万円以上又は夫婦で一千五百万円以上であること
 - ロ 資産(本人が居住する不動産を除く)を一億円以上保有していること
- 三 適格機関投資家の<u>役員及び親族</u>
- 四 ファンドの業務執行組合員、元業務執行組合員
- 五 ファンドの業務執行組合員等の役員、<u>役員の親族及び元役員</u>
- 六 金融商品取引所に上場している有価証券の発行者の役員及び元役員
- 七 金融商品取引所に上場している有価証券の発行者が提出した有価証券届出書に株主又は新株予約権者 として記載された個人及び法人
- 八 金融商品取引所に上場している有価証券の発行者が最近一年以内に提出した有価証券報告書に大株主 として記載された個人及び法人
- 九 公認会計士、弁護士、司法書士、行政書士、税理士
- 十 会社の設立、増資、新株予約権の発行、新規事業の立上げ、株主総会又は取締役会の運営、買収若しくは発行する株式の金融商品取引所への上場に関する実務に、当該会社の役員・従業員若しくは当該会社と契約関係にある者又はその役員・従業員として通算一年以上携わった経験がある者
- 十一 改正案と上記各号に該当する法人並びに個人及びその2親等以内の親族が直接・間接に議決権の過 半数を保有する法人